

お客様各位

メディカル・エイド株式会社

レンタル物件補償特約のご案内

【はじめに】

当社ではレンタル物件に、レンタル物件補償特約を設けております。レンタル代金に物件補償特約料金が含まれておりますので万が一レンタル期間中に破損、盗難などの事故が発生した場合、以下に定める必要書類を提出いただきますと、お客様のご負担は免除されます。

【レンタル約款及び契約書とレンタル物件補償特約との関係について】

お客様にはレンタル物件を、善良な管理者の注意をもって使用、保管頂きます（「レンタル物件の使用保管」の項に記載）。尚、お客様がレンタル物件を滅失・毀損した場合、代替物件購入代価相当額または修理代相当額を当社に対して支払う義務が発生いたしますがレンタル時にレンタル物件補償特約に自動的に加入されておりますのでその義務が免除されます。

【レンタル物件補償特約の加入料】

レンタル物件補償特約の加入料はレンタル代金に含まれております。

【事故発生するときには】

事故が発生した場合には、速やかに下記事項を当社営業担当者にご連絡ください。火災や盗難の事故の場合には、下記書類が必要になります。事故処理を円滑に進める上で、お客様のご協力をお願いいたします。

<連絡事項>

- ① 物件の商品名と品番
- ② 事故発生の日時、場所
- ③ 事故の原因
- ④ 事故の損害程度

<必要な書類>

- ・ 火災事故
 - ① 被害報告書、② 消防署の罹災証明、③ 物件写真、④ 修理費見積書
- ・ 盗難
 - ① 被害報告書、② 盗難証明または盗難届出証明
- ・ その他の事故

連絡いただいた内容に基づいて、当社営業担当者が事故報告書を作成することが保険会社より認められておりますが、事故の報告文書、写真等を提出いただければ、円滑に処理を進められます。

【レンタル物件補償特約の概要】

レンタル物件補償特約は、動産を対象として以下のような不測かつ突発的な事故によって生じた損害を補償の対象としております。

1. 事故として認められる事例

- ・ お客様が故意でなく、軽度の過失であった場合。
- ・ 火災・落雷・破裂・爆発・盗難・破損・輸送中の事故・取扱い上の不注意等
- ・ 水災（台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等）
- ・ 地震（地震、噴火、またはこれらによる津波）

2. 事故として認められず、適用されない事例

- ・ お客様の故意、重過失
- ・ 容易に予見できる事故への回避義務を怠った場合
- ・ 取扱い上の不注意が、繰り返された場合
- ・ 戦争、暴動、その他事変、差し押さえ、没収、核燃料物質による損害
- ・ 置き忘れ、紛失、万引き
- ・ 詐欺、横領
- ・ 電氣的・機械的事故および故障（火災等が発生した場合や偶然な外来の事故の結果として発生した損害は除く）
- ・ 修理・清掃等の作業中における作業上の過失、技術の拙劣に起因する損害
- ・ 海外における事故

【補償内容】

補償金額

- ・ 全損時：購入代価相当額
- ・ 分損時：修理代相当額（購入代価を上限とする）

以上